資料４

次回の審議会開催について

１　全国がん登録データの確定について

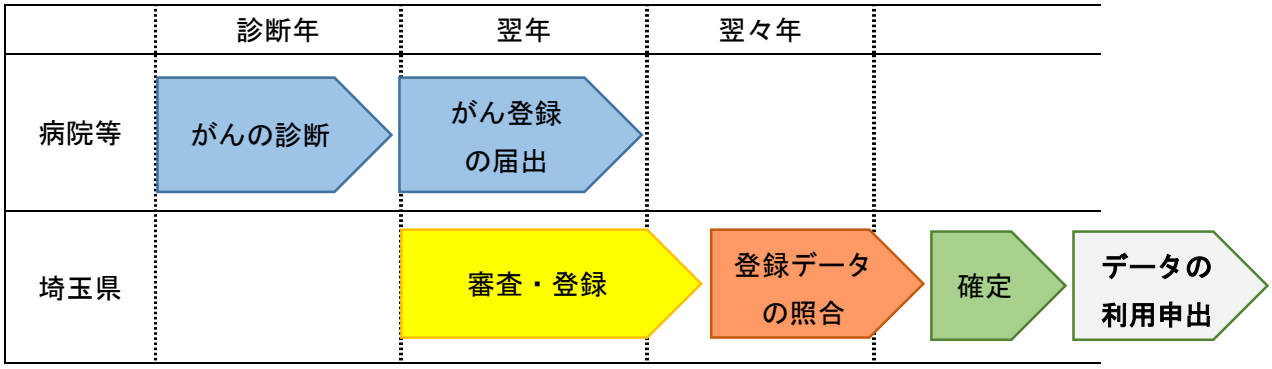

（１）病院等が届出を行う期間

病院等は、当該病院等の所在地の都道府県知事にがんの初回の診断が行われた日の属する翌年の１２月３１日まで届け出なければならない。（法第６条、規則第１０条）

（２）登録データの照合

ア　住所異動確認調査

データベース内の重複する個人の同定のため、市町村から住民票又は除票の写しの提供を請求することにより、データベース内の重複する個人を同定する。

イ　遡り調査

罹患の届出がない者について、死亡情報によりがんでの死亡が判明した場合に行われる調査のこと。都道府県知事が死亡者新規がん情報に基づき、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院等に対して実施する調査を遡り調査という。

２　次回の審議会の開催について
データの利用申出があった場合

（１）埼玉県

→毎年度、報告書作成のため、がん登録データの利用申出を行う

※令和７年度末(令和８年２月頃)には、２０２２年診断症例及び２０２３年診断症例の利活用が可能となるため、２年分の報告書作成のための審議をお願いする予定。

（２）市町村又はがんに係る調査研究をする者

→時期未定